

2025年度KIPS国際会議準備資金取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本化学纖維研究所（以下「この法人」という。）の有するKIPS国際会議準備資金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 この法人は、特定資産として、KIPS国際会議準備資金を設けることができる。

2 KIPS国際会議準備資金は、2025年度にこの法人が開催を予定するKIPS国際会議に充当するための積立金であり、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第18条第1項に規定する特定費用準備資金とする。

(積立)

第3条 KIPS国際会議準備資金には、理事会の決議を受けた金額を積み立てる。

(積立限度額)

第4条 前条の規定にかかわらず、KIPS国際会議準備資金の積立限度額は4,000,000円とし、当該金額を超えて積み立てることはできない。

2 前項の積立限度額の算定根拠は、KIPS国際会議に要する必要額として、2023年6月19日に理事会にて承認された見積額とする。

(運用)

第5条 KIPS国際会議準備資金の運用対象は、次のとおりとする。

- 1 金融機関への預貯金
- 2 KIPS国際会議準備資金は、他の資金と明確に区分して運用しなければならない。

(運用益)

第6条 KIPS国際会議準備資金から生ずる運用益については、当該資金に積立てるものとする。

(取崩)

第7条 KIPS国際会議準備資金は、当該KIPS国際会議の準備費及び開催費に充当する場合を除いて、取り崩すことができない。

2 前項の規定にかかわらず、この法人の公益目的事業の遂行上やむを得ない場合には、理事会の決議により、KIPS国際会議準備資金の全部又は一部を取り崩すことができる。

(備置)

第8条 この規程及びその写しは、当該KIPS国際会議準備資金を支出した事業年度終了の日まで、それぞれこの法人の主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、法令の定める手順に従い閲覧の用に供するものとする。

(変更)

第9条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附 則

- 1 この規程は、2023年6月20日から施行する。